

労働保険を中心に、あなたの会社を支援します！

こんなときどうする？

事業主労災保険、労災上乘せ補償、事業主退職金

この度は、突然のご案内に目を通して頂きありがとうございます。
もうすでにご案内の案件がお済みのときは、この文書を廃棄下さいますようお願い致します。
もしまだお済みでないときは、当協会を通じてご加入頂ければ幸いです。
ご一考下さいますよう、よろしくお願いたします。



◆中小事業主用労災保険◆

個人事業主、家族従事者、法人役員が、仕事中にケガをしたとき。

- <①年間一括払いの会費> 月額単価 **1,200 円**
- <②3回分割払いの会費> 月額単価 **1,500 円**
- <③毎月払いの会費> 月額単価 **1,800 円**

注) この保険は単独では掛けられません。従業員の政府労災加入が前提です。

◆一人親方用労災保険◆

従業員を一人も雇わない建設業経営者が、仕事中にケガをしたとき。

- <④年間一括払いの会費> 月額単価 **600 円 + 250 円**
- <⑤3回分割払いの会費> 月額単価 **600 円 + 600 円**
- <⑥毎月払いの会費> 月額単価 **1,500 円**



注) ①、④は別途振込み手数料が必要です。②、③、⑤、⑥は自動引落しです。手数料は協会が負担します。



◆労災上乘せ補償◆

◆事業主退職金共済◆

ご依頼、ご質問、資料請求は下記にお願いします。
強引な勧誘は致しません。お気軽にご相談下さい。

- ◆建設業許可申請、指名願、会社設立、は行政書士福岡事務所へ！
- ◆就業規則、賃金規定、労使協定、助成金申請は社労士福岡事務所へ！